

柏崎市議会報告会等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県柏崎市議会基本条例（平成26年条例第49号）第21条第1項の規定により設ける市民への報告等を行う場（以下「報告会」という。）及び同条第2項の規定により設ける市民との意見交換の場（以下「意見交換会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 報告会及び意見交換会（以下「報告会等」とする。）は、年1回以上開催するものとし、開催時期は、広報広聴常任委員会（以下「委員会」という。）において協議し、議長が議会運営委員会に諮って決定するものとする。

(開催日時、会場等)

第3条 報告会等の次に掲げる事項は、広報広聴常任委員会で協議し、議長が議会運営委員会に諮って決定するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催会場
- (3) 開催方法
- (4) 報告会にあつては報告事項、意見交換会にあつては主題

2 前項各号を決定するときは、過去に開催された報告会等を考慮し、決定するものとする。

(報告会における報告事項)

第4条 前条第1項第4号に規定する報告事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 主な議案の審議及び審査状況（議決等の結果のほか、本会議及び委員会において議員が発言した意見及び討論の内容その他審議及び審査の過程が明らかになる事項を含むものとする。）
- (2) 議会の活動状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会で協議し必要と認める事項

(意見交換会における主題)

第5条 第3条第1項第4号に規定する主題は、次に掲げるものとする。

- (1) 市政に関する事項
- (2) 議会運営に関する事項
- (3) 市民生活に関する課題
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会で協議し必要と認める事項

2 前項第1号に規定する事項は、次に掲げる区分により分類するものとする。

- (1) 総合計画及び姉妹都市
- (2) 財政及び行政運営
- (3) 福祉及び健康
- (4) 衛生及び環境
- (5) 産業及び都市基盤

(6) 防災及び危機管理

(7) 教育

(8) その他

(出席議員及び班編成等)

第6条 報告会等に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、委員会において決定する。

2 報告会等は、班単位で実施し、班の構成及び正副班長は、常任委員会、会派等を勘案し、委員会で決定するものとする。

(役割分担)

第7条 出席議員が分担する役割は、おおむね次のとおりとし、各班において協議の上、調整する。

(1) 司会

(2) 報告

(3) 記録

(4) その他報告会及び意見交換会の運営等に必要と認められる役割

2 質疑に対する応答及び意見交換は、班員全員で行うものとする。

(発言内容)

第8条 質疑に対する応答及び意見交換の際は、議員は私見を挟まず、合議制機関の主旨を理解した上で発言するものとする。

(次第及び配布資料)

第9条 報告会等の次第及び配布資料は、委員会で協議し決定することとする。

(報告書の作成及び公表)

第10条 報告会等の記録は要点記録とし、班長の責任において作成した報告書を委員会に提出するものとする。

2 委員会は、前項の報告書を必要に応じ、担当常任委員会等と協議し取りまとめ、議長に提出するものとする。

3 前項の報告書は、議会ホームページに掲載するほか、開催の概要を議会だよりにより公表するものとする。

(執行機関に対する要望等の報告)

第11条 議長は、報告会等において市長その他の執行機関が処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ、速やかに当該執行機関の長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議し、議長が議会運営委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。